

倉吉市コンベンション等誘致支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市コンベンション等誘致支援助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、倉吉市における各種コンベンション等の誘致を支援することにより、本市における交流人口の増大による地域活性化を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第3条 本助成金の交付の対象となる事業は、別表第1欄に掲げる事業で、次の条件を満たすものとする。

- (1) 鳥取県以外の広域から参加者が参集するものであること。
- (2) 市内の宿泊施設に宿泊する県外在住の参加者の数（宿泊日数を乗じて得た延べ数とする。以下「延べ宿泊者数」という。）が、別表第4欄の範囲であること。
- (3) 興業又は営利を目的としたものではないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的としたものではないこと。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること。

(助成対象者)

第4条 本助成金の交付の対象となる者は、別表第2欄に掲げる団体とする。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付の対象となる経費は、別表第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表第3欄に掲げる経費とする。

(助成金の算定等)

第6条 本助成金は、別表第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表第3欄に掲げる経費に10分の10を乗じて得た額と、同表第4欄に掲げる延べ宿泊者数に応じた同表第5欄に掲げる額とのいずれか低い方の額を、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第5条の規定により、助成金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる書類をコンベンション開催日の14日前までに市長に提出するものとする。ただし、修学旅行に対する助成金の交付の申請については、(1)及び(2)に掲げる書類を提出することとする。

- (1) 倉吉市コンベンション等誘致支援助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) コンベンション等事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定の通知)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容等を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに倉吉市コンベンション等誘致支援助成金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本助成金の増額

(2) 本助成金の20パーセントを超える減額

(実績報告)

第10条 規則第17条の規定による本助成金の実績報告は、助成事業の完了、中止若しくは廃止の日から14日を経過する日又は本助成金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、修学旅行に対する助成金の実績報告については、(1)及び(2)に掲げる書類を提出することとする。

(1) 倉吉市コンベンション等誘致支援助成金実績報告書(様式第4号)

(2) 宿泊施設利用証明書(様式第5号)又は宿泊者名簿(様式第6号)

(3) バス会社等が発行するバス利用証明書(様式第7号)

(4) 収支決算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付額確定及び通知)

第11条 市長は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、適当と認めた場合は、交付する助成金の額を確定し、その旨を倉吉市コンベンション等誘致支援助成金交付額確定通知書(様式第8号)により申請者に通知する。

(助成金の交付)

第12条 前条の規定により助成金交付額確定通知書を受けた申請者は、倉吉市コンベンション等誘致支援助成金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、企画産業部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から適用する。

平成23年4月1日 一部改正

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

平成30年4月1日 一部改正

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1 助成対象事業	2 助成対象者	3 助成対象経費	4 延べ宿泊者数	5 上限額	6 備考
コンベンション	大会、会議、集会、研究会及び企業コンベンション（企業が主催する研修、インセンティブ、スポーツ大会等の社内諸行事を行うもの）	コンベンションの主催者で、次の条件を満たすものとする。 （1）次のいずれにも該当しないこと。 ア 国又は県若しくは市町村 イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体 ウ 県又は市町村が5割以上出資する団体 （2）当該事業実施にあたり、次のいずれからも他の補助金受けないこと。 ア 国又は県若しくは市町村 イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体 ウ 県又は市町村が5割以上出資する団体	25人～49人	75,000円	財団法人とっとりコンベンションビューローが交付するコンベンション開催助成金の交付を受ける場合を除く。
	スポーツ大会		50人～99人	100,000円	
			100人～199人	125,000円	
			50人～99人	50,000円	
			100人～199人	75,000円	
修学旅行	学校教育法に定める学校、専修学校により市内において実施されるもの	修学旅行を斡旋した旅行者	引率者宿泊費	一律 50,000円 1人当たり 5,000円	
合宿	学校教育法に定める学校等の学生、スポーツ・文化等の協会に所属する団体、又は企業で組織するクラブ等により市内において実施されるもの	合宿の主催者		会場費、機材借上料等	25人～99人
バス運行支援	市外開催コンベンションの場合に市内の宿泊施設に宿泊するもの	コンベンションの参加者	バス借上料	25人以上	中型バス以下30,000円 大型バス以上50,000円